

別紙（利用者登録・現況登録反映について）

～本紙に沿って、**オンライン受付移行の事前準備**を行います～

1. オンライン受付システムに「利用者登録」を行う

➤ 以下の URL に接続します。

<https://icba-kenjitouroku.jp/>

➤ 本システムのログイン画面が表示されます。

建築士事務所登録受付システム

ログイン

メールアドレスとパスワードを入力ください。

メールアドレス

パスワード [パスワードを忘れた方はこちら](#)

ログイン状態を保持する

ログイン

初めてシステムをご利用の事務所は以下よりアカウントを作成してください。

初めてご利用の建築士事務所はこちら（アカウント作成）

行政書士による本システムの操作について
行政書士の資格を持たない者のアカウント登録・代理業務の遂行は、行政書士法に抵触する恐れがあります。必ず行政書士の資格を持った方が操作を行って下さい。

- 代理設定操作説明書(行政書士側)は [こちら](#) (PDF)
- 代理設定操作説明書(建築士事務所側)は [こちら](#) (PDF)

「初めてご利用の建築士事務所はこちら（アカウント作成）」をクリックします。

▶ 新規アカウント登録画面に、必要な情報を入力します。

建築士事務所登録受付システム

同一事務所内で複数の利用者（アカウント）を登録したい場合には、代表者（アカウント）を登録後、その方が別の利用者を登録することで複数利用者（アカウント）での利用が可能となります。

1 氏名 ※システムを管理する方のお名前（後から変更可）	2 メールアドレス ※実在するアドレスのみ可（後から変更可）	
<input type="text" value="受付太郎"/>	<input type="text" value="uketuke-taro@example.com"/>	
3 パスワード	パスワード（確認用）	
<input type="password" value="....."/>	<input type="password" value="....."/>	
4 電話番号	5 登録都道府県	6 事務所住所
<input type="text" value="03-1234-5432"/>	<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="東京都千代田区亀が岡 2-1-3"/>
7 事務所名称	8 事務所区分	9 事務所登録番号（新規登録の場合は入力不要）
<input type="text" value="国交一級建築事務所"/>	<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="(東京) 第1-234567号"/>
10 管理建築士氏名	11 建築士区分	12 管理建築士の建築士登録番号
<input type="text" value="管理太郎"/>	<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="第345678号"/>

[新規利用者登録（アカウント作成）](#)

登録済みの方は[こちら ログインページへ](#)

全て入力したら、こちらをクリックします。入力した内容の形式が間違っている場合にはエラーが表示されます。その際には、該当箇所正しい形式で入力し、再度クリックします。

入力項目についての詳細説明

- ① 氏名：氏名を入力します。必ずしも開設者又は管理建築士である必要はありませんが、当該欄に入力いただいた方が本システムにおける管理者になります。姓名間の空白は自由です。
- ② メールアドレス：ご登録される方が、自ら管理する実在のメールアドレスを入力します。
- ③ パスワード：任意の英数字混在の 8 文字以上で入力します。入力欄枠内右端の「目」印をクリックすると、パスワードを直接確認（表示）できます。
- ④ 電話番号：電話番号を半角数字及びハイフンにて入力します。（例）012-3456-7890
- ⑤ 登録都道府県：プルダウンより**島根県**を選択します。
一度次の画面に進むと、登録都道府県は変更できません。間違えて登録した場合には、初めから登録し直す必要があります。なお、本システムは建築士事務所ごとに新規利用者登録（アカウントを作成）をする必要があります。例えば本社、支店の関係にあっても、それぞれで建築士事務所登録を行う又は行っている場合には、本社、支店ごとに新規利用者登録（アカウントを作成）をしてください。
- ⑥ 事務所住所：建築士事務所の住所を入力します。

- ⑦ 事務所名称：建築士事務所の名称を入力します。(正確に入力ください。)
- ⑧ 事務所区分：プルダウンより選択します。
- ⑨ 事務所登録番号(新規登録の場合は入力不要)：建築士事務所の登録番号を入力します。入力例：(1)12345(全角でも半角でも構いません。)
- ⑩ 管理建築士氏名：管理建築士の氏名を入力します。姓名間の空白は自由です。
- ⑪ 建築士区分：管理建築士の建築士区分をプルダウンより選択します。
- ⑫ 管理建築士の建築士登録番号：管理建築士の建築士登録番号を入力します。建築士免許証(建築士免許証明書)に記載の番号を「第」「号」含めて入力する必要があります。

2. 現況登録情報反映依頼を行う

「現況登録情報反映依頼」を提出することにより、現況情報を反映させます。

操作方法は以下のとおりです。

- (1) トップページの基本情報設定画面より、「現況登録情報反映依頼」を表示します。
- (2) 記載内容を確認の上、「アップロード」ボタンをクリックします。

建築士事務所登録受付システム

〇〇建築士事務所 建築 一郎 建

トップページ

登録申請手続き

事務所新規登録

事務所更新登録

事務所変更届

事務所廃業届

年次作業

業務報告

各種設定

マイページ

基本情報設定

ログアウト

現況登録情報反映依頼 **未提出**

本受付システムを利用して、初めて更新申請、変更届を作成する場合(本受付システムを利用して新規登録申請を行っている場合は除く)、現況の登録情報を入力する必要がありますが、事前に建築士事務所協会に対して、現況の登録情報をシステムに反映するように依頼することが可能です。

ご希望の場合には、建築士事務所協会にて、建築士事務所登録の有無等を確認するため、事務所登録通知書、管理建築士の免許証の名写し、並びに現況登録情報反映依頼書をフォルダにまとめたものをZIP形式にしてアップロードの上、「現況登録情報反映依頼を提出」ボタンをクリックしてください。

※「現況登録情報反映依頼」を依頼いただいたから、現況登録情報が反映されるまで〇〇日程度かかります。機密側において反映作業が完了しましたらその旨をメールによりお伝えします。
更新申請、変更届の作成は、反映作業が完了した後に行っていただくようお願いいたします。

※「現況登録情報反映依頼」は、本受付システムを利用して、初めて更新申請、変更届を作成する場合の機能になります。過去に「現況登録情報反映依頼」を行い申請、届出を行っている場合、その際の申請、届出内容が最新の登録情報として反映されておりますため、再度「現況登録情報反映依頼」を行う必要はありません。

*提出資料

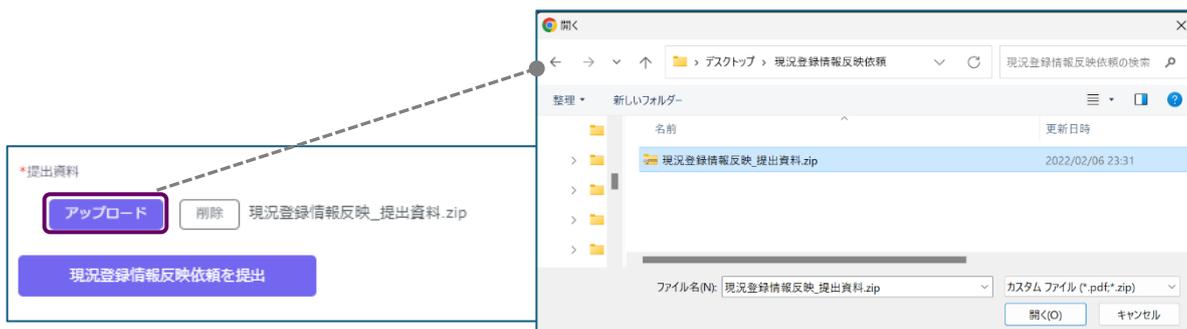
アップロード 削除

現況登録情報反映依頼を提出

(3) 以下の提出書類を事前に準備し、ZIP ファイルにまとめた上で、アップロードを行います。

- ・事務所登録通知書
- ・現況登録情報反映依頼書
- ・管理建築士免許証

※アップロードできるファイル容量の上限は、ZIP ファイルの場合 100MB です。



(4) 「現況登録情報反映依頼を提出」ボタンをクリックします。審査機関へ依頼が提出されます。

(5) 審査機関にて依頼が受理され、依頼内容に問題が無ければ、以下の画面に最新のデータが反映されます。

- ・更新登録:更新登録の入力欄に情報が反映されます。
- ・変更届:変更届の入力欄(変更前情報)に情報が反映されます。

※いずれも「未提出」または「差し戻し」のステータスの時(申請・届出が編集可能状態にあるとき)に反映されます。その際、以下のようにデータ更新のメッセージが表示されます。

